

緊急時対応マニュアル等の改訂について

増設施設のPCB廃棄物を用いた試運転の開始前に、北海道事業所緊急時対応マニュアルと、PCBの分解処理が確実に行われたことの確認方法及びPCB処理済物の卒業判定方法を改訂し、平成 25 年 5 月 31 日付けで北海道知事及び室蘭市長の承認を受けました。主な改訂点は以下のとおりです。

1. 緊急時対応マニュアルの改訂
 - ① 自衛防災組織への増設要員の追加
 - ② 当初施設及び増設施設の定義の追加
 - ③ 発生場所及び事由による指揮本部場所及び通報連絡元の明確化
 - ④ 初期連絡者を運転管理課長から各施設を担当する副所長への変更
 - ⑤ (大)津波警報発生時の避難場所を1階から2階以上の津波が到達しない場所(各施設の見学者ホール)への変更
 - ⑥ 総合防災訓練を施設毎に実施することの明確化

2. PCBの分解処理が確実に行われたことの確認方法及びPCB処理済物の卒業判定方法の改訂
 - ① 溶融分解処理に伴う、スラグと固形物の卒業判定方法の追加

3. 今後の予定

廃TCBの分析方法について、分解済油と同様に GC/MS/MS を用いた分析方法を検討してきたところ、良好な結果が得られたことから、処理済物の卒業判定方法のうち廃TCBの分析方法を、以下のとおり変更する予定です。

変更内容

3 処理済物の卒業判定方法
(3)分析方法

当初	変更後
<p>廃TCBについては、妨害物質がTCBに特定されるため、前処理操作としてその除去のみを実施し、ECD検出器付きのガスクロマトグラフによる分析を実施します。</p>	<p>廃TCBについては、<u>トリプルステージ型質量分析計(GC/MS/MS)による分析を第一法として、また GC/MS/MS にて分析できない事態になった場合には妨害物質がTCBに特定されるため、前処理操作としてその除去のみを実施し、ECD検出器付きのガスクロマトグラフによる分析を実施します。</u></p>